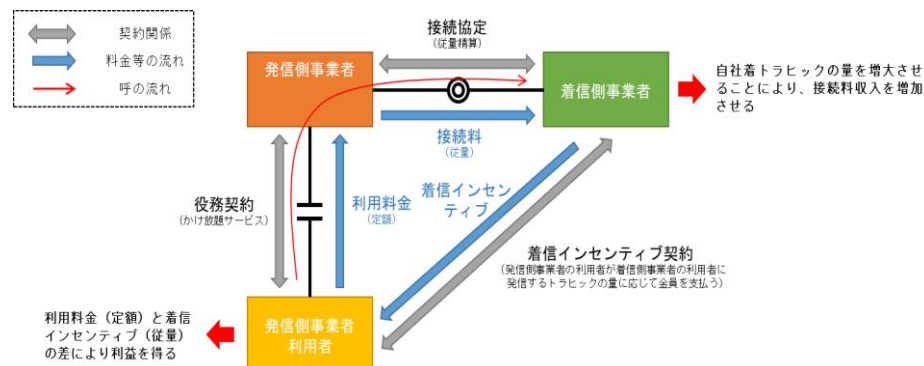


- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルールの中在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和5年9月に第七次報告書を取りまとめて以降、次の①～⑨の事項について、令和6年6月までフォローアップ・検討を実施。これらの結果等について、第八次報告書(案)として取りまとめ。

①「トラヒック・ポンピング」への厳正な対応

- ・ トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等について検討。
- ⇒ 接続協定における料金設定の方法に違反して、着信側事業者が着信インセンティブ契約を締結した結果、発信側事業者の料金設定業務の支障や一部サービスの停止など公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合は業務改善命令の対象となる可能性があるとすることが適当。
- ・ 技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるようにすることが適当。
- ・ 総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じてガイドラインの策定や所要の行政上の対応を行っていくことが適当。

(参考)典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



②モバイル接続料のさらなる適正化の推進

- ・ モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討。
- ・ 令和5年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保について検討。
- ⇒ 特に、5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて、次の事項を整理。
- ・ データ接続料について、4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定する場合と、4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定する場合のそれぞれの推移の見込みについて、試算を求めることが適当。試算の結果、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みであることが確認される場合には、一体算定を共通的な考え方とする方向で検討することが適当。その際、費用配賦見直しの激変緩和措置を踏まえ、少なくとも令和8年度接続料から、一体算定とする方向で検討することが適当。
- ・ 音声接続料については、費用配賦見直し結果の検証と合わせて、5G(SA方式)に係る資産及び費用について音声伝送役務／データ伝送役務間で配賦する際の考え方について検討し、できる限り早期に共通的な考え方を策定し、適用することが適当。

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書（案）」概要②

③卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）

(1) 光サービス卸における卸料金の検証

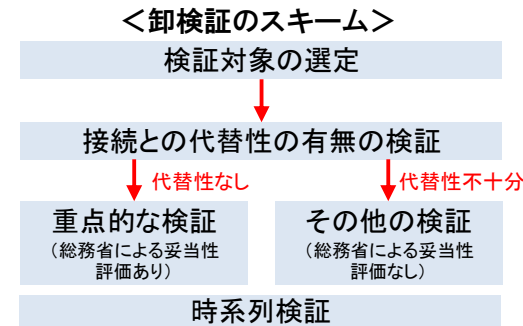
・ 接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸について、検証を実施。

⇒ 今回の検証(NTT東日本・西日本の自己検証)は卸料金の透明性に一定の寄与をしたと評価。現時点では卸検証等の在り方を見直すべき状況にはないが、今後、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新にとどまらず、研究会の指摘や関係事業者のニーズを踏まえた検証を行い、その結果について丁寧な説明を行うことが適当。

(2) モバイル音声卸における接続との代替性の検証

・ 接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について、検証を実施。

⇒ 今後、IMS接続の実装状況等を踏まえて改めて検証を実施し、必要に応じ検証の在り方も検討することが適当。



④卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務等の協議の適正化）

・ 改正電気通信事業法(令和5年6月施行)において導入された特定卸電気通信役務制度等について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、制度関連事項等について検証。

(1) 固定通信

⇒ 制度開始後間もないこと等を踏まえ、継続的に検証することが適当。今後、協議が十分に進展した等と認められない場合、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項(営業費に関連する情報等)を開示対象とすることも含め、追加的措置を検討することが適当。

⇒ ひかり電話ネクストについては、双方向番号ポータビリティ実現(令和7年1月見込み)までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断することが適当。

(2) 移動通信

⇒ MNO・MVNO間の通信品質(輻輳の発生等)の同等性については、接続料の適正性向上の観点等からも、引き続き状況を確認していくことが適当。また、帯域設定変更の柔軟化は、提供条件の柔軟化の好事例と考えられるが、特定のMVNOのみが優遇されることがないように適切に情報提供を行うことが望ましい。

⇒ 5Gホームルータサービスは、特定卸電気通信役務に含まれると考えることが適当。

⇒ 1次MVNOが2次MVNOを含めた競争市場に与える影響等について、今後、状況を確認した上で、必要に応じて検討することが適当。

⑤MNOとMVNOの間のイコールフットिंगの確保（モバイルスタックテスト）

・ モバイルスタックテスト指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、本件検証を行う合理性を議論したうえで、検証対象を決定し、MNOによる検証を実施。その結果について、その妥当性を確認。

⇒ NTTドコモの「irumo」(3GB及び6GB)、KDDIの「UQ mobile ミニミニプラン」、ソフトバンクの「Y!mobile シンプル2S」について、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っており、利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことを確認。

⇒ 今後は、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスとのセット割引及び特定の決済方法に対する割引を利用者料金の算出に考慮するよう、指針の見直しを行うことが適当。

「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書（案）」概要③

⑥ 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進

- ・ 5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放について、その協議状況を確認するとともに、今後の接続ルール等を検討。
- ⇒ ・ 特に、L2接続相当について、既にMNOは5G(SA方式)の提供を開始していることから、MVNOガイドラインに規定する要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当。このため、総務省において、協議状況等について、MNOから四半期ごとの報告を求め、その状況を注視しつつ、L2接続相当をアンバンドル機能と位置付けるタイミングについて検討を行うことが適当。
- ・ 5G(SA方式)の接続料の在り方について、スライシング等の5G(SA方式)ならではのサービスの提供に向けた状況に応じて検討することが適当。

⑦ 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方について、実態を確認したうえで検討。
- ⇒ NTT東日本・西日本の指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する情報開示手続(開示の時期・契機を含む。)、開示する情報(開発・改修する想定、機能数及び必須／付加の別、機能毎の想定費用及び接続料(コロケーション料金・手続費等を含む。))への想定影響額／影響期間等を具体的に規定することが適当。

⑧ 加入光ファイバ等の提供遅延の改善

- ・ NTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供遅延の改善策について、実態等を確認したうえで検討。
- ⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、一部エリアの遅延を始め、依然として改善を要する点も存するため、NTT東日本・西日本は、個別事象という説明にとどまらず、原因を具体的に特定し、必要な対策を講じることが適当。また、NTT東日本・西日本は、エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定めたうえで、要因分析の結果に応じて所要の対策を講じるとともに、コロケーションに必要な電源設備や空調設備の提供予定日の回答が申込みから1月を超える場合に回答時期の目途を伝える中間回答手続を接続約款で定めることが適当。

⑨ 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

- ・ 電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可について、その対象の見直し等について検討。
- ⇒ ・ 携帯電話の国際ローミングについては、音声ローミングに加え、データローミングについても認可対象とすることが適当。
- ・ 携帯電話の国際ローミング及び衛星通信については、事業者間精算料金の変更のみの協定等の変更は、事後報告のみとすることが適当。
- ・ 認可対象の見直しを行う際には、審査基準についても見直しを行うことが適当。